

## 種苗・農法の多様性を保護するための条例案

学校法人自由学園多様性ゼミ

2020年12月23日

### <前文>

種苗法の改正により、伝統的な種苗の保護、伝統的な農法の保護に大きな棄損が生じた。作物は元来自然物であり、人間は「自家採種」と呼ばれる伝統的な農法に基づいて自然物に働きかけ、自然からの恵みを得てきた。種苗法の改正は、こうした「農の営み」（宇沢弘文）ともいうべき人類の伝統的営為に反するものであり、「自然」に反するものである。

種苗法改正の帰結は端的に二点ある。一点は「種苗の多様性の棄損」のかたちで地球環境の破壊をもたらし、二点は「農法の多様性の棄損」のかたちで文化の破壊をもたらす。種苗法改正によって棄損されることが予想される上記二点を回復するために、「種苗・農法の多様性を保護するための条例案」をここに提案する。

### 《種苗・農法の多様性を保護するための条例》

#### <目的>

第一条 この条例は、主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆など）の伝統的な種苗の多様性を保護するとともに、伝統的な農法の多様性を保護することを目的とする。

#### <県の責務>

第二条 県は、主要農作物の伝統的な種苗の多様性を保護する施策、及び、伝統的な農法の多様性を保護する施策を計画的に推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、施策の推進に当たっては、農業者団体その他の関係者と連携を図るものとする。

#### <種苗の多様性保護計画>

第三条 知事は、毎年度、主要農作物の種苗の保護に関する計画（以下この条において「種苗の多様性保護計画」という。）を策定するものとする。

2 種苗の多様性保護計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 主要農作物の種苗に関する情報の管理

二 主要農作物の種苗の保管（ジーンバンクの設置・管理）

三 前二号に掲げるもののほか、主要農作物の種苗の保護に関する必要な事項

3 知事は、種苗の多様性保護計画を策定するため必要があるときは、農業者団体その他の関係者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

4 知事は、種苗の多様性保護計画を策定したときは、遅滞なく、公表するものとする。

#### <農法の多様性保護計画>

第四条 知事は、毎年度、主要農作物の伝統的農法の保護に関する計画（以下この条において「農法の多様性保護計画」という。）を策定するものとする。

2 農法の多様性保護計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 主要農作物の伝統的農法に関する情報の管理

二 主要農作物の伝統的農法の周知（教育機関への情報提供）

三 前二号に掲げるもののほか、主要農作物の伝統的農法の保護に関する必要な事項

3 知事は、農法の多様性保護計画を策定するため必要があるときは、農業者団体その他の関係者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

4 知事は、農法の多様性保護計画を策定したときは、遅滞なく、公表するものとする。

#### <伝統的な種苗の価値づけ>

第五条 県は、主要農作物の伝統的な種苗の保護を行うために、教育機関と連携し、有機食品の給食提供を含んだ伝統的な種苗の価値づけに協力するものとする。

#### <伝統的な農法の価値づけ>

第六条 県は、各地域において従来から行われている農法の保護を行うために、伝統的農法を行っている地域の街づくりに協力し、農業推進地域としての価値づけを行うものとする。

#### <財政上の措置>

第七条 県は、主要農作物の伝統的な種苗の多様性を保護する施策、及び、伝統的な農法の多様性を保護する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### <委任>

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。